

公益社団法人埼玉県臨床検査技師会 役員の報酬等に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、公益社団法人埼玉県臨床検査技師会（以下「本会」という。）定款第27条に基づき、本会の役員報酬及び費用の支払いに関する必要な事項を定めるものである。

(用語の定義)

第2条 本規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは定款第21条に定める理事及び監事をいう。
- (2) 報酬等とは公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第13号で定める報酬、賞与、その他役員としての職務遂行上の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。
- (3) 費用とは職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 本会は、役員に対して、報酬等を支給しない。

第2章 費用

(費用)

第4条 本会は、役員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

2 役員の出張に伴う旅費については、旅費規程の定めるところによる。

第3章 雑則

(公表)

第5条 本規程は、本会における認定法第20条第1項に定める報酬等の基準として定めるものであり、これを公表する。

(規程の改廃等)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て総会の決議をもって行う。

(細則)

第7条 この規程の施行に関し、必要な事項は理事会で別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。